

しょう
障がいのあるお子さんのために



徳島県



とくべつじどうふようてあて こ すこ せいちょう ねが さいみまん せいしん しんたい
特別児童扶養手当は、お子さんの健やかな成長を願って、20歳未満で、精神や身体
つね かいご ひつよう ていど しよう こ かてい ほご かんたく
に常に介護を必要とする程度の障がいのあるお子さんをご家庭で保護、監督してい
とう かあ よういく かた たい しきゆう てあて
るお父さんやお母さん、または養育している方に対し、支給される手当です。
せいきゆう かた にめい ばあい しよとく たか ほう せいきゆうしや
請求できる方が2名いる場合は、所得の高い方が請求者となります。

◇ 次の場合は手当を受けることができません。

- 1 児童が児童福祉施設などに入所しているとき
つうしよしせつ ほ しせいかつしえんしせつ たんきにゆうしよ きようどうせいかつかいご のぞ
通所施設、母子生活支援施設、短期入所、共同生活介護は除きます
- 2 児童が、障がいを原因とする公的年金を受けられることができるとき
- 3 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 4 手当を請求される方（父、母または養育者など）の前年の所得が一定額以上あるとき
てあて せいきゆう かた ちち はは よういくしや ぜんねん しよとく いっていがくいじよう
もしくは、手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上
あるとき



とくべつじどうふようてあて う てつづき 特別児童扶養手当を受ける手続

す しふくしじむしよ ちょうそんやくば しんせい てつづき
お住まいの市福祉事務所または町村役場で申請の手続をしてください。

てんぶしよるい
(添付書類)

- 1 あなた（請求者）と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国人の方は国籍などを省略していな
じゆうみんひよう
い住民票）
- 2 あなたの世帯全員の住民票
- 3 認定のための診断書（用紙は市福祉事務所または町村役場にありま）
- 4 手当の振り込みを希望するあなた名義の金融機関の通帳（詳しくは市福祉事務所または町村
てあて ふ こ きぼう めいぎ きんゆうきかん つうちよう くわ しふくしじむしよ ちょうそん
やくば
役場におたずねください）
- 5 その他必要なもの



とくべつじどうふようてあて がく 特別児童扶養手当の額

じゆうどうしやうがいじ ばあい きゆう ちゆうどうしやうがいじ ばあい きゆう べつびやうさんこう たいしやうじどう
重度障害児の場合は1級、中度障害児の場合は2級とされ（別表参考）、それぞれ対象児童の
しやう どうきゆう にんずら おう しきゆう ぐたいてき きんがく しふくしじむしよ ちょうそん
障がいの等級と人数に応じて支給されます。具体的な金額については市福祉事務所または町村
やくば
役場におたずねください。

ただし、前年の所得が一定額以上の方は、その年度の8月から翌年の7月までの手当の支給が停止
ぜんねん しよとく いっていがくいじよう かた ねんど がつ よくねん がつ てあて しきゆう ていし
になります。



特別児童扶養手当の支払日

手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月までの4ヶ月分が支払われます。

4月期（12～3月分）→4月11日

8月期（4～7月分）→8月11日（11日が土日及び祝日にあたるときはその前日）

12月期（8～11月分）→11月11日



特別児童扶養手当の受領方法

指定の金融機関の口座に振り込まれます。ただし、受給者の名義に限ります。



特別児童扶養手当を受けることとなった場合の届出

手当の受給中には、必要に応じ、そのつど次のような届出が必要です。

所得状況届	所得の限度額を超えているかどうかの確認のため、受給者全員が毎年8月12日から9月11日までの期間に提出します。
再認定請求書	引き続き手当が受けられるかどうか、原則として、定められた時期に診断書と一緒に提出します。
資格喪失届	受給資格がなくなったときに提出します。
額確定届（減額）	対象児童の人数が減ったときに提出します。
その他の届	氏名、住所、金融機関の変更、証書をなくしたときなどに提出します。

請求の手続き、その他福祉制度について詳しくお知りになりたい方は
 お住まいの市福祉事務所、町村役場、または各総合県民局へお問い合わせください。



		1級（重度障害）	2級（中度障害）
視力障害		1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの 1眼の視力が0.04、他眼視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの 1眼の視力が0.08、他眼視力が手動弁以下のもの ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
聴力障害		2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
平衡機能			3 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			4 そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢の全ての指を欠くもの 5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びびひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢の全ての指を欠くもの 10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	下肢	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの	11 両下肢の全ての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他		9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
		10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
		11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

○各市町村担当課

○徳島県

障がい福祉課

〒770-8570 徳島市万代町1-1
TEL 088-621-2248

南部総合県民局保健福祉環境部（美波）

〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1
TEL 0884-74-7369

東部保健福祉局(徳島庁舎)

〒770-0855 徳島市新蔵町1-67
TEL 088-626-8713

西部総合県民局保健福祉環境部（三好）

〒770-0002 三好市池田町マチ2415
TEL 0883-76-0413